

継続

原議保存期間	5年(平成36年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

各地方機関の長
各都道府県警察の長
(参考送付先)

庁内関係各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙刑企発第52号、丙給厚発第8号
丙生企発第58号、丙組企発第43号
丙交企発第59号、丙備企発第110号
丙外事発第48号

平成31年3月27日
警察庁刑事局長
警察庁長官官房長
警察庁生活安全局長
警察庁交通局長
警察庁警備局長

再被害防止要綱の改正について

再被害防止については、「再被害防止要綱の制定について」（平成13年8月1日付け警察庁丙刑企発第77号等。以下「旧通達」という。）により実施しているところであるが、このたび、「犯罪被害者等基本計画」に即して再被害防止措置の一層の推進を図るほか、「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」（平成17年法律第50号）の施行に伴う用語の整理のため、別添のとおり再被害防止要綱を改正したので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

【継続措置状況】

初回発出日：平成19年6月11日
(有効期間：平成31年3月31日)

再被害防止要綱

第1 目的

本要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2 再被害防止対象者

本要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長等（警視総監若しくは道府県警察本部長又は警察本部（警視庁又は道府県警察本部をいう。以下同じ。）の部長をいう。以下同じ。）が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が、「保護対策実施要綱の一部改正について」（平成6年8月24日付け警察庁丙暴暴一発第17号）の保護対象者に該当するときは、本要綱第4の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施することとする。

第3 再被害防止対象者の指定等

1 再被害防止対象者の指定

(1) 指定上申

警察署長又は本部捜査担当課長（警察本部の捜査担当課長をいう。以下同じ。）は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めるときは、本部捜査等担当課長（本部捜査担当課長又は警察本部各部において一の担

当課を定める場合にあつては、当該担当課長をいう。以下同じ。)を經由して、警察本部長等に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

また、被害者等からの相談、関係機関からの通報等があつた場合には、当該相談等に関する警察署長又は本部捜査担当課長は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、本部捜査等担当課長を經由して警察本部長等に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

(2) 指定

警察本部長等は、指定の上申があつた被害者等が、要綱第2に定める再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとする。

2 再被害防止措置実施警察署の指定

警察本部長等は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止対象者及び加害者の住居地、勤務地等を勘案し、一の警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとする。

3 再被害防止担当官の指定

(1) 再被害防止措置実施警察署に指定された警察署の署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）は、原則として警部以上の階級にある者から、再被害防止担当官を指定するものとする。

(2) 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当官に異動があつたときは、新たに指定を行い、組織的・継続的な再被害防止措置の実施に遺漏なきを期するものとする。

第4 再被害防止措置の実施

1 実施体制

再被害防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連絡を保ち、実施するものとする。

(1) 本部捜査等担当課長

本部捜査等担当課長は、別に定めるところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再被害防止措置の実施について、再被害防止措置実施警察署長を指導する。

(2) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施するうえで関係を有する警察署長と連携の上、2に定める措置事項の実施に当たる。

(3) 再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

(4) 本部被害者対策担当課長

本部被害者対策担当課長（警察本部において犯罪被害者対策に関する総合調整を担当する課長をいう。）は、再被害防止対象者の指定及び再被害防止措置の実施について、本部捜査等担当課長からの連絡によりその状況を把握するとともに、本部捜査等担当課長に対し、本要綱の運用及び被害者対策に関連する事項について助言・協力する。

2 措置事項

(1) 関連情報の収集

再被害防止措置の実施に必要な関連情報を収集するものとする。

(2) 再被害防止対象者に対する措置

再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずるものとする。

なお、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、別に定めるところにより、関連情報を教示するものとする。

(3) 加害者に対する措置

加害者の動向把握を行うほか、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

第5 指定の解除等

1 指定の解除

指定期間として別に定める期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

2 指定期間の延長等の上申

(1) 指定期間の延長の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間経過前に指定期間延長の要否を検討し、その必要があると認めるときは、期間を定めて指定期間の延長を上申するものとする。

(2) 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、指定の必要がなくなったと認めるときは、指定解除を上申するものとする。

3 警察本部長等の決定

警察本部長等は、再被害防止措置実施警察署長から2の上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定するものとする。

第6 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第7 都道府県警察間の連携等

1 都道府県警察間の連携

再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、再被害防止措置実施警察署長は、本部捜査等担当課長を経由して、当該都道府県警察の対応する本部捜査等担当課長を通じ当該警察署長に協力を依頼するものとし、協力依頼を受けた都道府県警察は、誠実にこれに当たるものとする。

2 警察庁による調整

都道府県警察は、他の都道府県警察に対し協力を依頼するため必要があるときは、管区警察局又は警察庁による調整を求めることができる。

第8 刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、別に定めるところにより、検察庁、刑事施設

(刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。また、受刑者を収容する少年院を含む。)、
地方更生保護委員会及び保護観察所と連携するものとする。

第9 報告

都道府県警察は、別に定めるところにより、再被害防止対象者の指定状況等について、警察庁に対し、定期的又は随時に報告するものとする。

第10 本要綱の準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、保護措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用するものとする。